

レンタルPCサービス約款

株式会社クリッチ(以下甲という)とお客様(以下乙という)との間にレンタルPC(以下PCという)の賃貸借契約について、別に契約書類または、取り決め等による特約が無い場合は、下記約款条項を適用いたします。レンタルPCをご利用の際には、以下の条項をご了承いただくものとします。

第1条(レンタルPC)

甲は乙に弊社選定のPCを賃貸し、乙はこれを借り受けます。乙は申込書指定の場所にて利用者へレンタルするものとします。

第2条(レンタル期間)

1. レンタル期間は、甲が乙にPCを引き渡した翌々日から開始され、返送する前日までとします。
2. レンタル期間満了に際し、満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の申し出がない場合は、この契約事項に乙が違反していない限り、本契約は1ヶ月を単位として自動的に延長されます。

第3条(レンタル料)

本契約に定めるレンタル料、支払い方法は、別紙1「貸出・費用に関する取り決め」に定めるものとします。

第4条(引渡し)

甲はPCを乙の指定する場所において引渡し、それに要した費用は甲の負担とします。

第5条(担保責任)

1. 甲は乙に対して、PCの借り受け時においてPCが正常な性能を備えていることのみを担保とし、乙の使用目的への適合性については担保しません。
2. PCの引渡し後2日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、PCは正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
3. 乙の責によらないで生じた性能の欠陥によりPCが正常に作動しない場合には、甲はPCを修理または取替えます。この場合には、甲は乙に対して損害賠償の責は負いません。
4. 甲は、前項に規定する以外にはPCが正常に作動しないことに関して責任を負いません。

第6条(レンタルPCの保管、使用、維持)

1. 乙は、PCの保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとします。なお、PCの保管、使用維持に要する消耗品代その他の費用を負担します。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして申込書記載の設置場所以外へのPCの移転、PCの改造、加工等をしてしないことは勿論、第三者に対する賃借権の譲渡をしません。
3. PC自体またはその設置、保管若しくは使用によって第三者に与えた損害については、甲は保証をしません。

4. 乙は、PCを譲渡またはPCに担保権を設定する等、甲の権利を侵害する一切の行為をしません。
5. 乙は、PCおよび付随する関連品の紛失、損傷等を発見した場合、遅滞なくこれを甲に通知しなければなりません。

第7条(プログラムの複製等の禁止)

1. PCの全部または一部にプログラムが含まれる場合、乙はそのプログラムに関して次の行為をしません。
 - (1) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡もしくはその再使用权を設定し、または第三者に複製、使用させること。
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
 - (3) プログラムを変更または改作すること。
2. 乙は、甲または甲の代理人からプログラム機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。
3. 甲はプログラムの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負いません。

第8条(PCの損耗、故障、滅失、毀損、盗難について)

1. PC本体やマウス、ケース等の通常使用における損耗・故障については、甲が代替機との交換または修理を致します。
2. PCの返還までに生じた火災・偶発的な事故によるPCの滅失、毀損または盗難等によるPCの返還不能については、状況に応じた費用を乙が補償することと致します。
(但し、PC1台当たり3万円を上限とします。)

第9条(契約の解除)

乙が次の各号の一にでも該当した場合には、甲は催告、告知なくこの契約を解除することができます。この場合、乙は甲の債権の確保およびPCの保全等に要した費用ならびに価格に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料を損害賠償金として支払います。

1. レンタル料の支払いを1回でも遅延したとき。
2. 乙が支払いを停止したとき
3. 乙が破産、民事再生法、会社更生法、整理等の申立てをなしたまたは受けたとき。
4. 乙が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
5. 故意または重大な過失により、PCに修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
6. その他本契約の各事項の一にでも違反したとき。

第10条(PCの返還)

1. この契約が期間満了により終了または前条の規定によって契約が解除されたときは、乙は甲の指定する場所へPCを直ちに返還します。それに要した費用は乙の負担とします。
2. 前項の場合において、乙の責によりPCを返還せず(滅失を含む)、または毀損したPCを返還したときは、代替PCの購入代価を支払うかまたは乙の費用でPCを完全な状態に復元または修理します。
3. PCの返還をなすべき場合に返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、毎日使用さ

れたものとしてレンタル料金を損害金として、PCの返還日に甲に支払います。

第11条(費用負担)

1. この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は乙の負担とします。
2. 消費税等(消費税額および地方消費税)は、乙の負担とします。消費税額が増額されたときは、乙は、甲の請求により、直ちに増額分を甲に支払います。
3. 固定資産税および消費税以外に物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に賦課され、または賦課されることのある租税公課は名義人のいかに拘らず乙が負担します。
4. 乙は前項による租税公課を甲が納めることになったときは、その納付の前後を問わず直ちに甲に支払います。
5. 乙がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年14.6%の遅延損害金を甲に支払います。

第12条(合意管轄)

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、甲の本社所在地を管轄する裁判所とします。

特約事項(契約の終了および契約内容の変更について)

甲は、レンタル期間といえども、この契約の契約期間または契約台数等を変更することが出来ます。

◆レンタルPC利用料金制度

1. レンタルPCはお使いになった日数の分だけを支払っていただく方式になっています。
2. 1日あたりのレンタル料は1台当たり700円(税込)です。チェックイン時間から24時間を1日として換算いたしますのでその時間内にPCの電源を入力した時点でご利用時間にかかわらず使用されたものといたします。
※お客様へのレンタル料金は1泊1000円(税込)でお願いします。金額については一律となっておりますのでご了承ください。
3. 前月末までにご利用になりました回数を合計して、翌月5日前後に請求書を送付いたしますので、ご確認のうえご利用料金を月末までに当社指定口座までお振込み下さい。(恐れ入りますがお振込料はご負担いただきます。

◆レンタルPC契約期間について

1. 貸出PCの台数は室数や回転数を考慮し判断いたします。希望する台数をご利用になりたい場合は、オプションの最低保証サービスをご利用ください。
2. 翌月より契約終了のお申し出がない場合は、1ヶ月を単位として自動的に延長していくものとします。
3. 適時ご利用状況を元に判断し貸出台数の増減をいたします。

◆レンタルPC納品、返品について

1. 故障等により交換を希望される場合、まず当社にご連絡下さい。しかる後当社より代替機をお送りいたしますので、その送られた箱にて故障機を返品してください。送料は当社で負担します。

◆レンタルPCの故障と保管について

1. レンタルPCの本体に故障などが発生した場合は速やかに、代替機とのお取り替えを致します。
2. レンタルPCの宿泊者様への貸し出し方法や保管・管理方法については、各ホテル様にお任せ致します。但し、落下・衝撃、水濡れ、盗難等には十分ご注意下さい。

◆レンタルPCご利用の注意

1. レンタルPC内のデータは電源を入れる度に初期状態に戻ります。初期状態に戻ることにより、お客様のプライバシーは完全に守られます。万一お客様のデータが消去されても、一切の責任は負いません。
ソフトウェアのインストールについては特に制限を設けてはおりませんが、システムおよびネットワークに障害を起こす可能性のあるソフトはインストールできません。レンタルPCを再起動した場合、インストールしたソフトは消去されますのでご注意下さい。
2. ダイアルQ2・インターネット電話は利用できません。セキュリティ等は自己の責任で行ってください。万一の際にも一切の責任は負いません。